

川崎市交通局情報システムの導入等に係る事務手続要綱

平成20年8月4日

20川交庶第339号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定に基づき、局情報化施策の実施等に際し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所管課長 情報システムの導入等に係る計画を所管する課又は課に相当する組織の長をいう。
- (2) O A機器 データの入力、蓄積、加工、検索、通信及び出力の全部若しくは一部又はこれらに類する処理を自動的に行うことを目的とした汎用コンピュータ、サーバ、パソコンその他の機器をいう。

(情報システム導入計画の通知)

第3条 所管課長は、次に掲げる情報システムの導入等を計画する場合は、システム導入計画書（様式1）を作成し、経営企画課長に通知するものとする。

- (1) O A機器を導入し、又は廃止する場合
- (2) O A機器を賃貸借契約期間満了等により新たなO A機器へ更新する場合
- (3) O A機器の基本ソフト（OS）を変更する場合又はこれに伴いシステムを導入し、更新し、若しくは廃止する場合
- (4) O A機器に係るソフトウェアを導入する場合

- (5) 局の情報化の推進に関する計画を企画、変更又は廃止する場合
- (6) 情報システムを開発し、変更し、若しくは廃止する場合
- (7) 庁内ネットワークを構築し、変更し、又は廃止する場合
- (8) 外部ネットワークと接続する場合又はこれを変更し、若しくは廃止する場合
- (9) 遠隔地のシステムと接続する場合又はこれを変更し、若しくは廃止する場合
- (10) 情報システム（ネットワークを含む。）の運用を委託して行う場合
- (11) その他交通局長が必要と認める事項

2 パソコン（周辺機器を含む。）の導入に際しては、原則として別に定めるOA機器導入ガイドラインを遵守するものとする。

（経営企画課の評価及び調整）

第4条 経営企画課長は、前条第1項の規定による通知を受けた場合、システム導入計画書を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

- (1) 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条の規定に基づく届出その他の情報システムの導入等に必要となる手続の遵守に関すること。
- (2) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (3) 市の総合的な計画及び川崎市情報化基本計画との適合性に関すること。
- (4) 技術的妥当性に関すること。
- (5) 情報システムの導入等に係る価格の適正その他の予算の調整に関すること。
- (6) その他交通局長が必要と認める事項

2 経営企画課長は、システム導入計画書に関し、所管課長に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

3 経営企画課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、システム導入計画書に関し必要な措置を求めることができる。

(交通局長の承認)

第5条 経営企画課長は、システム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果を取りまとめ、交通局長の承認を得るものとする。ただし、軽易なシステムの導入等と認める場合は、この限りでない。

(評価調整結果の通知)

第6条 経営企画課長は、前条の手続を経たシステム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果について、所管課長及び経理課長に通知するものとする。

(経理課長の協力)

第7条 経理課長は、この要綱に定める手続を行わずに、第3条に掲げる情報システムの導入等に関する予算の要求が行われたと認められる場合は、経営企画課長に連絡するとともに、所管課長に手続の実施を求めるものとする。

2 経理課長は、前条の通知に係る予算の調整の結果について、経営企画課長に通知するものとする。

(契約仕様書等の評価及び調整)

第8条 経営企画課長は、必要と認められる場合は、所管課長に対し、システム導入計画書に関する契約仕様書等の提出を求めることができる。

2 経営企画課長は、前項により提出された契約仕様書等を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

(1) 法令等の遵守に関すること。

(2) 著作権の帰属等に関すること。

- (3) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (4) 仕様の技術的妥当性に関すること。
- (5) 調達方法の妥当性に関すること。
- (6) その他交通局長が必要と認める事項

3 経営企画課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、契約仕様書等に関し必要な措置を求めることができる。

(システム選定結果の通知)

第9条 所管課長は、この要綱に定めるシステム導入計画書に基づき、情報システムの導入等に関する契約の締結を行うなど、当該計画の実施に着手したときは、システム選定結果通知書(様式2)により、速やかに経営企画課長に通知するものとする。ただし、第5条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(システム稼働の通知)

第10条 所管課長は、この要綱に定めるシステム導入計画書に基づき、情報システム及びネットワークが稼働した場合は、システム稼働状況通知書(様式3)により、速やかに経営企画課長に通知するものとする。ただし、第5条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(資料の提供及び説明)

第11条 経営企画課長は、所管課長に対し、前2条の通知に関する資料の提供及び説明を求めることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。